

岡山県成功報酬型企業誘致委託制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山県（以下「県」という。）が県内への生産・雇用の誘発効果が期待できる企業を誘致するために行う岡山県成功報酬型企業誘致委託制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 新岡山県企業立地促進補助金、新岡山県物流施設誘致促進補助金及び岡山県大型投資・拠点化促進補助金をいう。
- (2) 県営産業団地 県が造成し又は分譲している一団の土地をいう。
- (3) 指定区画 県が本制度の対象として指定する県営産業団地内の分譲区画をいう。
- (4) 誘致対象企業 指定区画に補助金の交付対象施設を建設しようとする者であって、補助金の交付要件を満たす者をいう。
- (5) 企業誘致業務 指定区画に立地する誘致対象企業の探索及び県と誘致対象企業が県有財産売買契約（貸付特約付を含む。以下同じ。）を締結するに至るまでの交渉に関する一切の業務をいう。
- (6) 業務委託 県が企業誘致業務及びその附帯業務を委託することをいう。
- (7) 委託業者 県が業務委託契約を締結する者をいう。
- (8) 一般媒介契約 県が複数の者に重ねて業務委託できる契約をいう。
- (9) 市町村 指定区画が所在する市町村をいう。

(指定区画)

第3条 県は、県営産業団地内の分譲区画の内、次の各号のいずれにも該当しない区画を本制度の対象として指定することができる。

- (1) 誘致対象企業に内定中の区画
 - (2) 誘致対象企業と分譲に向けた手続を開始している区画
- 2 県は、前項の指定をするときは、あらかじめ市町村の同意を得るものとする。
- 3 県は、誘致対象企業との売買契約締結等により指定区画の指定を取り消したとき、又は、指定区画に係る不動産の表示等を変更したとき、並びに新たな区画を指定したときは、指定区画変更通知（別紙様式1）により直ちにその旨を委託業者に通知しなければならない。
- 4 県は、誘致対象企業と指定区画に係る借地借家法（平成3年法律第90号）第23条第2項に規定する事業用借地権を設定する契約を締結しないものとする。

(委託業者の資格等)

第4条 県は、次の各号いずれかに該当するものに業務委託を行うことができる。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）。以下、「法」という。）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者。ただし、法人に限る。
- (2) 銀行法（昭和56年法律第59号）第4条第1項に規定する免許を現に保有し、か

つ、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項に規定する認可を受けている金融機関で、かつ法第77条以下に規定する国土交通大臣あての届出を行っている者

（欠格条項）

第5条 次の各号いずれかに該当するものは、前条の規定にかかわらず、委託業者の資格を有しない。

- (1) 過去5年以内に法第65条に定める指示又は業務の停止を受けている者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している者
- (3) その他、県が媒介事業者として不適切と判断した者

（業務委託）

第6条 県と委託業者は、業務委託に当たり、一般媒介契約の方法により委託契約を締結する。

- 2 業務委託を希望する者は、岡山県成功報酬型企業誘致委託制度適用申込書（別紙様式2）を県に提出し、県は資格等の審査を行うものとする。
- 3 県は、業務委託を希望する者の資格等を審査の上、適正と認められる場合は、契約を締結することができる。
- 4 県は、業務委託の期間内に複数の委託業者に重ねて業務委託を行う場合において、委託業者にその旨を明示する義務を負わないものとする。

（業務委託の期間）

第7条 業務委託の期間は、県が業務委託契約を締結した日から同年度の3月31日までとする。

- 2 県は、業務委託期間の満了以前に、委託業者の業務実績及び次期業務委託対象期間の実施計画等を総合的に評価し、その結果に基づき、委託期間を更新することができる。ただし、委託業者が更新を希望しない旨を県に申し出たときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により更新する委託期間は、1年を超えることができない。ただし、再更新を妨げない。
- 4 前2項の規定に基づく委託期間の更新は、契約書に定める委託期間等を更新することにより行うものとし、当該更新の詳細については県と委託業者が協議して決定する。

（誘致対象企業の紹介等）

第8条 委託業者は、自ら誘致対象企業を発見した場合は、誘致対象企業紹介書（別紙様式3）を県に提出することにより、当該企業を県に紹介するものとする。

- 2 県は、委託業者から紹介のあった誘致対象企業との交渉の結果、県有財産売買契約を締結しないこととなった場合には、委託業者にその旨を通知することとする。
- 3 委託業者は、県に紹介した誘致対象企業が指定区画の購入等について具体的な検討をするときは、分譲依頼送付書（別紙様式4）に当該企業が記名押印した分譲依頼書（別

紙様式5)を添付して県に提出するものとする。

- 4 県は、前項の規定により分譲依頼書の提出があった誘致対象企業を審査した結果、当該企業への指定区画の分譲を認めないこととしたときは、遅滞なく委託業者及び当該企業にその旨を通知するものとする。
- 5 委託業者は、県に紹介した誘致対象企業が指定区画に係る県有財産売買契約を県と締結することを希望したときは、副申書(別紙様式6)に、当該企業が記名押印した県有財産買受申請書(別紙様式7)を添付して県に提出するものとする。
- 6 県は、前項の規定により提出のあった県有財産買受申請書を審査した結果、その内容を適当と認めたときは、不動産鑑定評価により指定区画の売払価格を算定し、誘致対象企業と指定区画に係る立地協定及び県有財産売買契約を締結するものとする。なお、県は、県有財産買受申請書の内容を不適当と認めたときは、遅滞なく委託業者及び当該企業にその旨を通知するものとする。
- 7 誘致対象企業の審査は、県が行うものとし、その結果について、委託業者は意義を申し出ることはできない。

(適用除外)

第9条 次の各号いずれかに該当する場合は、本制度を適用しない。

- (1) 県が交渉を開始している、又は、既に他の者から紹介があった誘致対象企業について、委託業者から紹介があった場合
- (2) 誘致対象企業が委託業者自身又は委託業者の親会社若しくは子会社の場合
- (3) その他、県が適用を不適切と判断する場合

(業務報告等)

第10条 県は、委託業者に対して、企業誘致業務及びその付帯業務の状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は業務の状況を調査することができる。

(資料提供等)

第11条 県は、委託業者に対し、企業誘致業務の遂行に必要な資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

- 2 市町村は、県及び委託業者に対し、企業誘致業務の遂行に必要な資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行うよう努めなければならない。

(委託業務の完了)

第12条 委託業者の行う企業誘致業務は、第8条の規定により県に紹介した誘致対象企業が県と指定区画に係る県有財産売買契約を締結した後に、次の各号に掲げるいずれかに該当したときに完了するものとする。

- (1) 県有財産売買契約が貸付特約付でないときであって、当該県有財産売買契約に係る所有権移転及び買戻特約の登記が完了したことを県が確認したとき
- (2) 県有財産売買契約が貸付特約付であるときであって、当該県有財産売買契約に係る契約保証金の納付が完了したことを県が確認したとき

- 2 県は、前項各号に該当したときは、その旨を遅滞なく委託業者に報告するものとする。
- 3 前項の報告を受けた委託業者は、委託業務完了通知書(様式8)により、委託料の支

払請求を行うものとする。

- 4 県は、委託業者から適切な支払請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする

(委託料)

第13条 業務委託に係る委託料の額(消費税等相当額を含む。)は、指定区画の売買に係る代金の額に3%を乗じて得た金額以内とする。この場合において、1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、業務委託の実施に当たって必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月20日から施行する。